

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 24) (法人住民税:義、事業税:義)(地方税 25) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置(通常の112%相当額) 《関係条項》 ・租税特別措置法第57条の9 ・租税特別措置法施行令第33条の7
4	担当部局	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課 社会・援護局地域福祉課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和41年 期限切れごとに延長要望(直近は、平成27年度)
7	適用又は延長期間	2年間(平成29年度～平成30年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係事業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によって財政基盤の充実を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 本税制措置は生活衛生関係事業者及び消費生活協同組合等の経営基盤の充実・強化を通じて、組合の健全な発展、経済の持続的成長を図るとともに、当該産業による雇用の増加に資することを目的に創設されたものであり、施策体系のなかで、生活衛生関係事業者等の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>〔生活衛生同業組合等〕 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること</p> <p>〔消費生活協同組合等〕 基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>

		<p>施策目標 1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》  (生活衛生同業組合等)  貸倒が発生した場合の事業運営リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。</p> <p>(消費生活協同組合等)  貸倒リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。ただし、ひとつの指標として、安定的に2%の経常剰余率が確保されることが必要。</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  (生活衛生同業組合等)  生活衛生同業組合等は、「自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため」に組織されており、共同事業や資金の斡旋に係る事業等を行っている。生活衛生関係営業の業況判断 DI は非常に低調(▲24.4＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成28年1-3月期)であり、中小企業者や各種組合を取り巻く状況は依然として厳しいため、共同事業等を行っている当該資金の回収先の組合員は、中小零細な事業者であり、回収リスクが極めて高い。組合事業を利用する中小事業者の事業は、組合事業と密接に関係しているところであり、貸倒引当金の引当が十分に行われていない状況で、貸倒が発生し、これにより、組合事業が停滞した場合、組合員である中小事業者の事業継続に重大な影響を及ぼすことが考えられる。</p> <p>(消費生活協同組合等)  消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6,433万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。大部分の消費生活協同組合(955組合中649組合)が行う、供給事業において、売上金や貸付金が回収不能となることがある。貸倒引当金の引当てが十分に行われていない状況で貸倒が発生し、これにより組合事業が停滞した場合、多くの組合員や国民の生活に多大な影響を及ぼすことが考えられる。</p> <p>以上のことから、貸倒引当金は、事業年度末現在の売掛金等についてその貸倒見込額を計上するものであるが、大宗の生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等は、財政基盤が脆弱なため、貸倒引当金に関する租税特別措置法に基づく特例措置を継続することにより、引き続き、財政・経営基盤の強化を図る必要がある。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に引当て促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。</p> <p>本制度は長期措置となっているが、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、零細な中小企業者等にとっては依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p>

9	有効性等	① 適用数等	<p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>12%割増繰入限度額</p> <p>平成 29 年度 1.42 百万円</p> <p>※(一社)全国生活衛生同業組合中央会調べ</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>12%割増繰入限度額</p> <p>平成 29 年度 718.3 百万円</p> <p>※厚生労働省調べ</p>
		② 減収額	▲6,100 百万円の内数
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>本税制措置を活用した、貸倒の際の事業運営リスクの軽減及び財政基盤の安定強化により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の健全な発展と衛生水準の向上を支援する生活衛生同業組合の事業基盤の安定化が見込まれるため、引き続き、本措置を講じる必要がある。</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>主に地域で供給事業を行う組合の経常剰余率は、1.1%(平成24年度)から、1.3%(25年度)、1.7%(26年度)と推移しており(出所:日本生活協同組合連合会「2014年度生協の経営統計」)、本税制の特例措置により、貸倒リスクの軽減及び財政経営基盤の安定強化が図られており、引き続き本措置を講じて、地域住民の非営利の相互扶助組織である消費生活協同組合の経営の安定を促進する必要がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>国民の日常生活に極めて深い影響のある生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等は、我が国の経済活動の中で一定の規模があり、雇用面でも大きな役割を担っており、貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長がなされなかった場合、経営基盤が不安定になり、地域社会へ与える影響は大きい。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当な規模を占めており、雇用面でも大きな役割になっている。これらの健全な発展と衛生水準の向上を図るためには、生活衛生同業組合の事業基盤の安定化が必要であり、制度延長が必要である。</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>消費生活協同組合等は、消費者である地域住民自らが組織する「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」非営利の相互扶助組織である。今後ともその社会的、公共的な役割を果たし続けるためには、経営基盤の確立が重要である。</p> <p>また、本政策的目的を達成するためには、一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ適正に引当促進等の動機付けを与える必要があることから</p>

			も、制度延長が適当であると考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	景気は緩やかな回復基調にあるが零細な中小企業者にとっては依然として厳しいこともあり、株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び本税制措置により財政基盤の充実・強化を促進し、経営基盤の強化を図ることとしている。 (消費生活協同組合は、融資制度対象外)
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月